

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
株式会社おかむら (名古屋市東区)	令和4年6月20日から 令和4年7月19日まで (1か月)	・第2条第1項 ・別表第2第14号	<p>令和3年5月8日午後7時頃及び同月14日午後7時頃、株式会社おかむらの元使用人は、延べ3回にわたり、台船から廃棄物であるワイヤーロープを海域に投棄した。</p> <p>これにより、同社及び同元使用人が、半田簡易裁判所より、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社おかむらに対して指名停止を行う。</p>